

逗子市渡邊利三奨学金

Q&A

■ ■ 募集・応募 ■ ■

Q いつから募集ははじまりますか。

A 大学入学の前年度、8月に募集を開始します。大学への進学をさらに後押しできるよう、令和6年度奨学金受給者の募集から、制度を改正し、募集時期を早めました。

Q 「受給候補者」とは正式決定ではないのですか。

A 大学入学前に募集・選考を行い、合格基準に達した者のうち、上位5名を受給候補者として決定します。受給候補者のうち、令和7年4月に大学に入学した方を受給者として正式決定します。なお、受給候補者のうち、大学入学に至らない場合など、大学1年生に欠員が生じた際は、合格者の中から、繰上採用します。

Q 申請書に記載した志望大学や学科に入学しないと受給者として正式決定されませんか。

A 記載していない大学や学科に入学しても問題ありません。申請書には、現時点で志望する大学等を記載してください。

Q 「受給候補者」が4月に大学に入学できなかった場合、次年度に持ち越しはできますか。

A 令和7年4月の時点で大学に入学していない方に対して、次年度への持ち越し等はできません。申請資格を満たしていれば、次年度に再度応募することは可能です。

Q 大学の2・3・4年生の募集はありますか？

A 今年度の欠員募集は終了いたしました。今後欠員が生じた場合などには、来年度4月頃、追加募集する予定です。

Q 海外の大学に入学を希望している場合は応募できますか？

A 応募できません。学校教育法に規定する大学（ただし、短期大学及び大学院を除く。）に入学を希望している方が対象になります。

Q 遠方の大学に入学予定で、4月には逗子市民ではなくなる場合、応募できますか（奨学金を受給できますか。）

A 父母等が逗子市内に引き続き住所を有していれば、受給できます。

Q 親が代理で応募できますか？

A 応募できません。奨学金は学生本人に支給するものなので、必ず本人が応募してください。

■■ 申請手続き ■■

Q 高校の成績が平均 3.5 以上とありますが、どのように計算しますか？

A 以下の期間における、全履修科目の平均で算出します(5段階評価で 3.5 以上)。

申請時高校3年生:高校2年までの成績

既卒者:高校3年間の成績

なお、10 段階評価の場合は5段階評価に変換して算出します(平均を算出した後に2で除算して5段階に変換します。)。小数点第2位以下は四捨五入します。具体的に確認したい場合は、成績証明書を持参し、窓口までお越しください。

提出書類は、成績表等ではなく、必ず成績証明書(原本)になります。高校に依頼する必要がありますので、ご注意ください。

Q 高等学校卒業程度認定試験の合格により大学に入学予定の場合でも応募できますか？

A 試験にすでに合格している場合は、応募できます。高等学校卒業程度認定試験の成績は、A・B・C の3段階評価のため、A=3 B=2 C=1 に変換し、全科目の平均が 2.1 以上で対象になります。

提出書類は、合格成績証明書(原本)になります。

Q 課税(非課税)証明書はだれの分が必要ですか？

A ご提出いただく住民票に記載されている者のうち、収入のある者全員分が必要になります。扶養の範囲内でパート勤務している者や、本人・兄弟のアルバイト勤務も含まれます。住民票に記載されていない場合でも、単身赴任等により同居していない生計維持者等同一世帯でない生計維持者がいる場合は、その方の課税(非課税)証明書も必要になります。

Q 同一世帯全体における令和6年度の市民税所得割額が合計 150,000 円以内とは、どこで確認すればいいですか？

A 課税(非課税)証明書の市民税所得割額の欄を確認してください。

令和6年度課税額は、令和5年1月1日～12月31日の所得に応じて算定されます。

例えば、4人家族(給与所得者1名)の場合、令和5年中の年収が 650 万円程度だと

対象になります(あくまでも目安であり、家族構成等によって異なるため、各自必ずご確認ください。)

提出書類は、源泉徴収票や確定申告書の控え等ではなく、必ず課税(非課税)証明書(原本)になります。

■■ 受給者の義務 ■■

Q 奨学金受給者となった場合、行わなければならないことはありますか？

A 毎年7月頃に開催する、奨学金受給者認定証授与式に原則出席していただきます。

また、休学、停学、退学等の学籍異動情報や、本人や父母等の氏名・住所等の変更については直ちに財団に届け出る必要があります。その他、財団からの書類の提出指示等には従っていただきます。

■■ 奨学金の継続 ■■

Q 奨学金の継続の条件の詳細を教えてください。

A 次年度も継続して受給する条件は以下のとおりです。

・当該学年末までの成績が GPA3.0 以上であること(年度末に成績証明書を提出いただき、確認します。GPA の計算方法は本財団の基準によります。)

・同一世帯全体における直近の市民税所得割額が合計 150,000 円以下であること(年度末に課税(非課税)証明書をご提出いただき、確認します。)

また、逗子市から転居した場合や、退学・停学等になった場合などは翌月から支給を打ち切る場合があります。